

職業紹介責任者の変更

提出様式・・・ (正本)(副本)(控え)3部提出

① 職業紹介事業変更届出書 (様式第6号) [第1面・第2面]

添付書類・・・ (正本)(副本)2部提出 ※添付書類の有効期間は概ね3ヶ月以内のもの

① 就任した方の住民票の写し(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの)※有効期間は概ね3ヶ月以内のもの
※正本には市区町村役場等から交付されたもの。副本にはそのコピーを添付してください。

※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの (全世帯分は不要となります)

※同一法人内の他の許可事業所で既に職業紹介責任者に選任されている者を、転居を伴わない異動により引き続き選任する場合には不要

② 就任した方の履歴書
(職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように
「例: 求職活動、法人設立準備等」詳細に記入)

※同一法人内の他の許可事業所で既に職業紹介責任者に選任されている者を、異動により引き続き選任する場合には不要

③ 職業紹介責任者講習会の受講証明書のコピー(申請の受理の日の前5年以内受講修了のものに限る)

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合があります

確認書類・・・

(申請時にご持参ください)

①他の法人で代表者・役員を兼ねている場合、その法人の定款・登記簿謄本等のコピー
※事業目的が確認できれば、会社案内やホームページを印刷したもの等でも結構です

提出期限・・・

変更後30日以内

手数料・・・

なし

提出先・・・

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

職業紹介責任者の氏名・住所変更

提出様式・・・ (正本)(副本)(控え)3部提出

① 職業紹介事業変更届出書 (様式第6号) [第1面・第2面]

添付書類・・・ (正本)(副本)2部提出 ※添付書類の有効期間は概ね3ヶ月以内のもの

① 変更した方の住民票の写し(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの)※有効期間は概ね3ヶ月以内のもの
※正本には市区町村役場等から交付されたもの。副本にはそのコピーを添付してください。

※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの (全世帯分は不要となります)

※変更前、変更後両方の住所が掲載された住民票が必要です

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合があります

提出期限・・・

変更後30日以内

手数料・・・

なし

提出先・・・

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

提出様式は宮城労働局のホームページからダウンロードができます。